

## 第4章 総量削減計画 (対策地域内の計画)

---

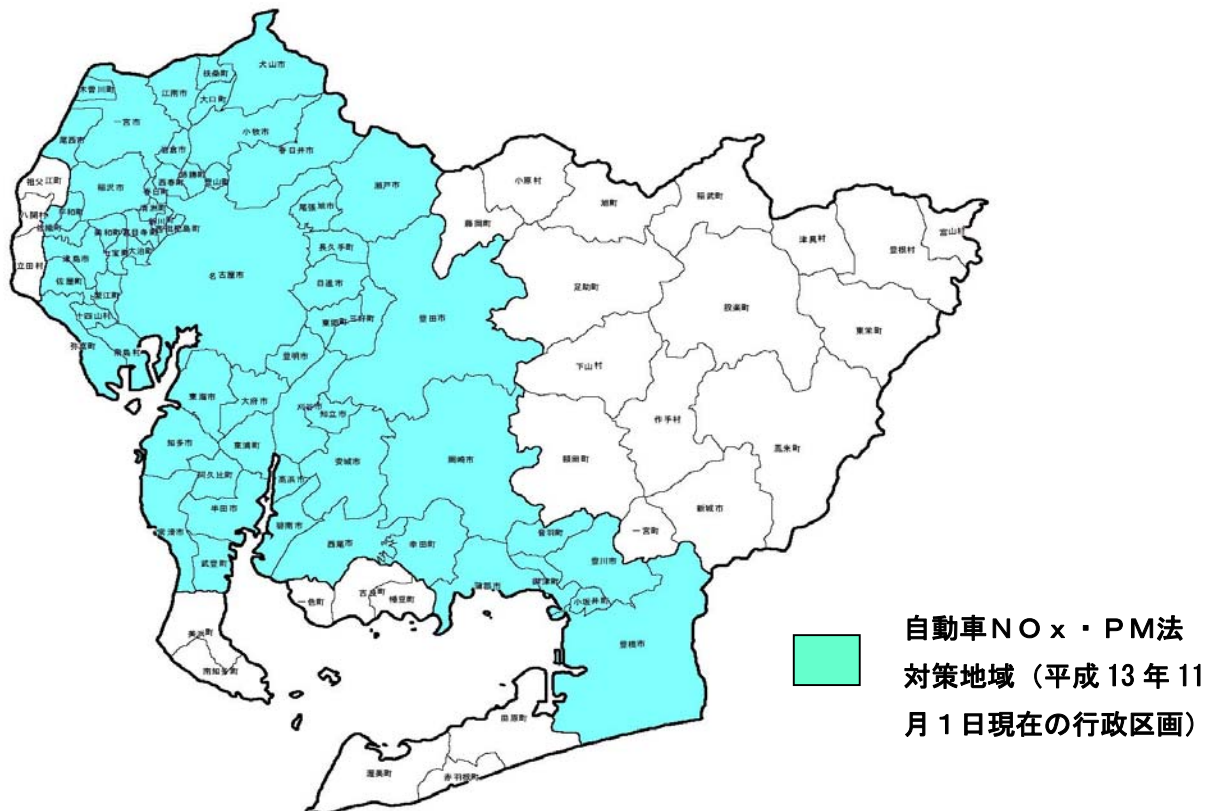
# 第1節 計画策定の趣旨及び対策地域の範囲

## 1 計画策定の趣旨

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年法律第70号。以下「自動車NO<sub>x</sub>・PM法」という。）に基づき指定された窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域において、自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量を削減するための各種対策を総合的に推進していくために、自動車NO<sub>x</sub>・PM法第7条第1項及び第9条第1項の規定により策定するものです。

## 2 対策地域の範囲（自動車NO<sub>x</sub>・PM法第6条及び第8条に基づく指定）

総量削減計画を策定する地域は、愛知県の区域（平成13年11月1日現在の行政区画）のうち、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、尾西市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛知郡（東郷町、長久手町）、西春日井郡（西枇杷島町、豊山町、師勝町、西春町、春日町、清洲町、新川町）、丹羽郡（大口町、扶桑町）、葉栗郡（木曾川町）、中島郡平和町、海部郡七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、十四山村、飛島村、弥富町、佐屋町、佐織町、知多郡阿久比町、東浦町、武豊町、額田郡幸田町、西加茂郡三好町、宝飯郡音羽町、小坂井町、御津町の区域です。



## 第 2 節 計画の目標及び計画達成の期間

### 1 窒素酸化物

窒素酸化物対策地域における事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出される窒素酸化物の総量を削減させることにより、対策地域における二酸化窒素に係る大気環境基準を平成 33 年 3 月 31 日までに確保することを目途として、対策地域の自動車排出窒素酸化物の総量を削減させることを目標とします。

なお、平成 28 年 3 月 31 日までに、すべての監視測定局における二酸化窒素に係る大気環境基準を達成することを目途として、対策地域の自動車排出窒素酸化物の総量を削減させることを中間目標とします。

### 2 粒子状物質

粒子状物質対策地域における事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出される粒子状物質の総量を削減させることにより、対策地域における浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を平成 33 年 3 月 31 日までに確保することを目途として、対策地域の自動車排出粒子状物質の総量を削減させることを目標とします。

なお、平成 28 年 3 月 31 日までに、すべての監視測定局における浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成することを目途として、対策地域の自動車排出粒子状物質の総量を削減させることを中間目標とします。

#### ※大気環境基準

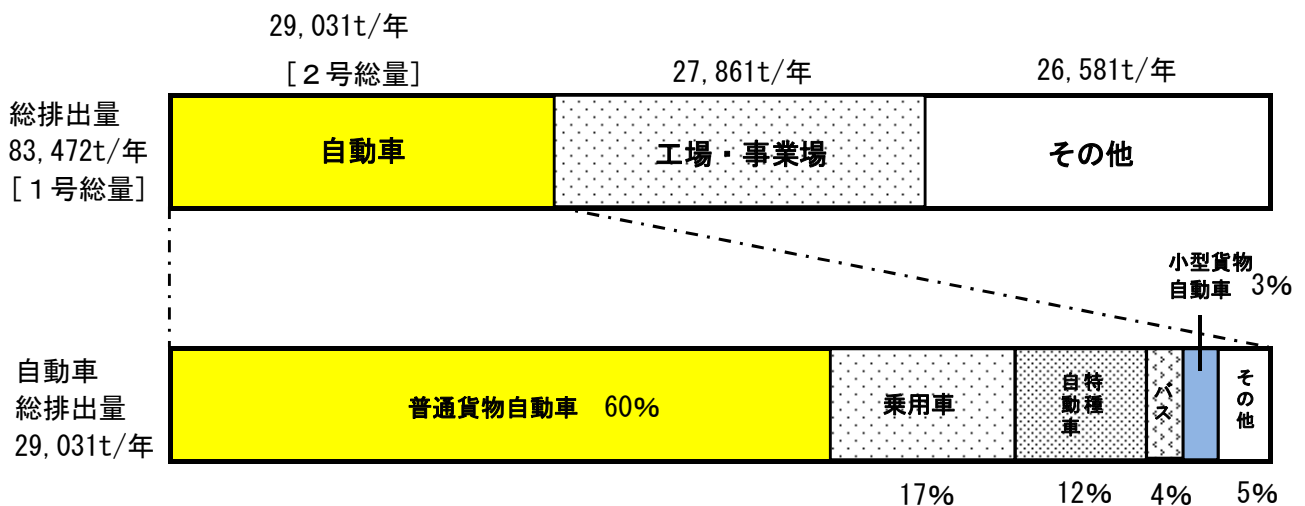
- ・二酸化窒素 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
- ・浮遊粒子状物質 1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m<sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m<sup>3</sup> 以下であること。

## 第3節 対策地域の現状

### 1 窒素酸化物及び粒子状物質排出の状況

窒素酸化物の発生源としては、自動車からの排出量が総排出量の約35%を、自動車の車種別排出状況を見ますと、普通貨物自動車の排出量が自動車全体の約60%を占めています。(図4-3-1)

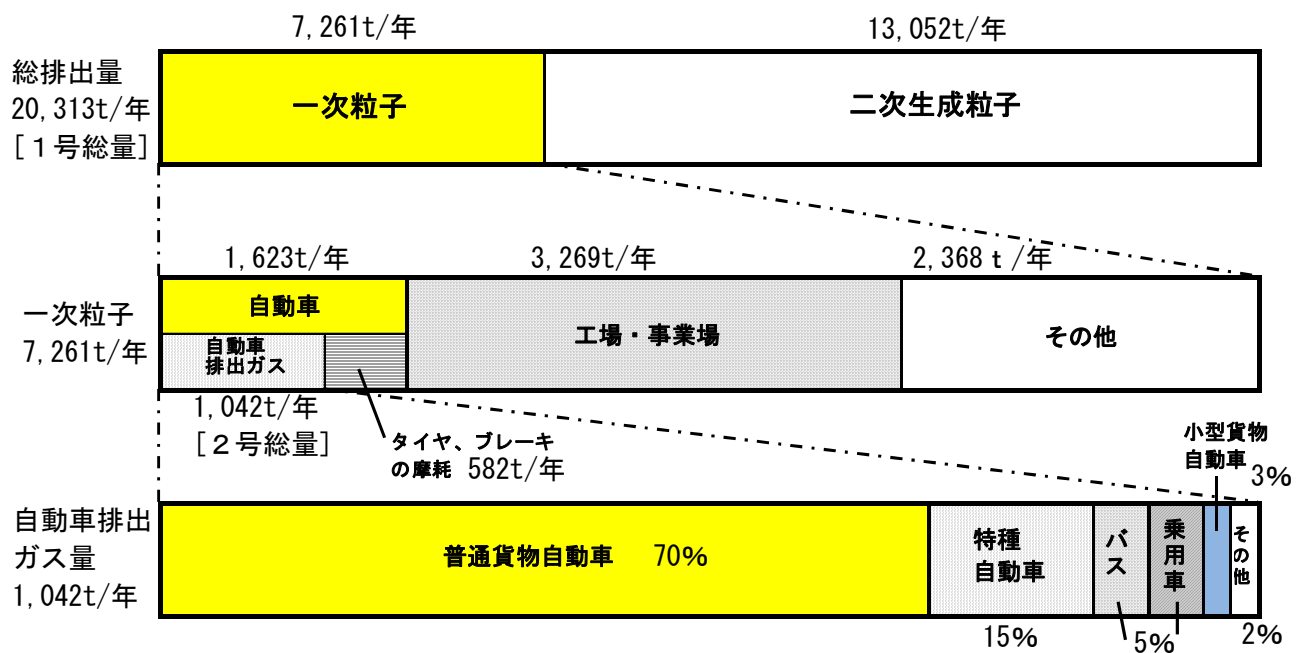
また、粒子状物質については、直接、自動車等の発生源から粒子状物質として排出される一次粒子と発生源から排出されたガス状物質が反応して二次的に粒子状物質が生成される二次生成粒子があります。一次粒子の内訳としては、自動車からの排出量(タイヤ及びブレーキの磨耗、自動車排出ガス)が約22%を占めています。自動車排出ガスのうち、普通貨物自動車の排出量が全体の約70%を占めています。(図4-3-2)



(注1) 1、2号総量は、法第7条第2項第1、2号にそれぞれ規定される量を表す。

(注2) 四捨五入の関係で内訳の計と合計が合わない場合がある。

図4-3-1 窒素酸化物排出量 (平成21年度)



(注1) 1、2号総量は、法第9条第2項第1、2号にそれぞれ規定される量を表す。  
(注2) 四捨五入の関係で内訳の計と合計が合わない場合がある。

図4-3-2 粒子状物質排出量（平成21年度）

## 2 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況

平成21年度の一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定結果は以下のとおりです。また、平成14年度から平成23年度までの測定結果（表4-3-1、表4-3-2、図4-3-3（1）～（4））は、概ね減少傾向で推移している状況にあります。

### 1 一般環境大気測定局

対策地域内に設置された一般環境大気測定局における二酸化窒素濃度測定結果については、日平均値の年間98%値では0.032ppm、年平均値では0.015ppmであり、64測定局のすべてで環境基準が達成されている状況にあります。

また、浮遊粒子状物質濃度測定結果については、日平均値の年間2%除外値では、0.052mg/m<sup>3</sup>、年平均値では0.024mg/m<sup>3</sup>であり、63測定局のすべてで環境基準が達成されている状況にあります。

### 2 自動車排出ガス測定局

対策地域内に設置された自動車排出ガス測定局における二酸化窒素濃度測定結果については、日平均値の年間98%値では0.043ppm、年平均値では0.024ppmであり、28測定局中25測定局で環境基準が達成されている状況にあります。

また、浮遊粒子状物質濃度測定結果については、日平均値の年間2%除外値では0.054mg/m<sup>3</sup>、年平均値では0.026mg/m<sup>3</sup>であり、28測定局のすべてで環境基準が達成されている状況にあります。

表4-3-1 二酸化窒素濃度の推移

(単位:ppm)

年度		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
一般環境 大気測定局	98%値	0.042	0.041	0.040	0.040	0.037	0.035	0.033	0.032	0.030	0.030
	年平均値	0.022	0.022	0.021	0.021	0.020	0.018	0.016	0.015	0.014	0.014
自動車排出 ガス測定局	98%値	0.054	0.052	0.050	0.050	0.049	0.047	0.044	0.043	0.041	0.039
	年平均値	0.033	0.032	0.030	0.030	0.030	0.027	0.025	0.024	0.023	0.022

表4-3-2 浮遊粒子状物質濃度の推移

(単位:mg/m<sup>3</sup>)

年度		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
一般環境 大気測定局	2%除外値	0.083	0.077	0.068	0.076	0.072	0.072	0.058	0.052	0.054	0.051
	年平均値	0.036	0.036	0.032	0.034	0.032	0.029	0.026	0.024	0.022	0.022
自動車排出 ガス測定局	2%除外値	0.089	0.081	0.075	0.078	0.075	0.077	0.061	0.054	0.060	0.052
	年平均値	0.042	0.040	0.037	0.038	0.036	0.033	0.029	0.026	0.024	0.023

二酸化窒素  
濃度(ppm)

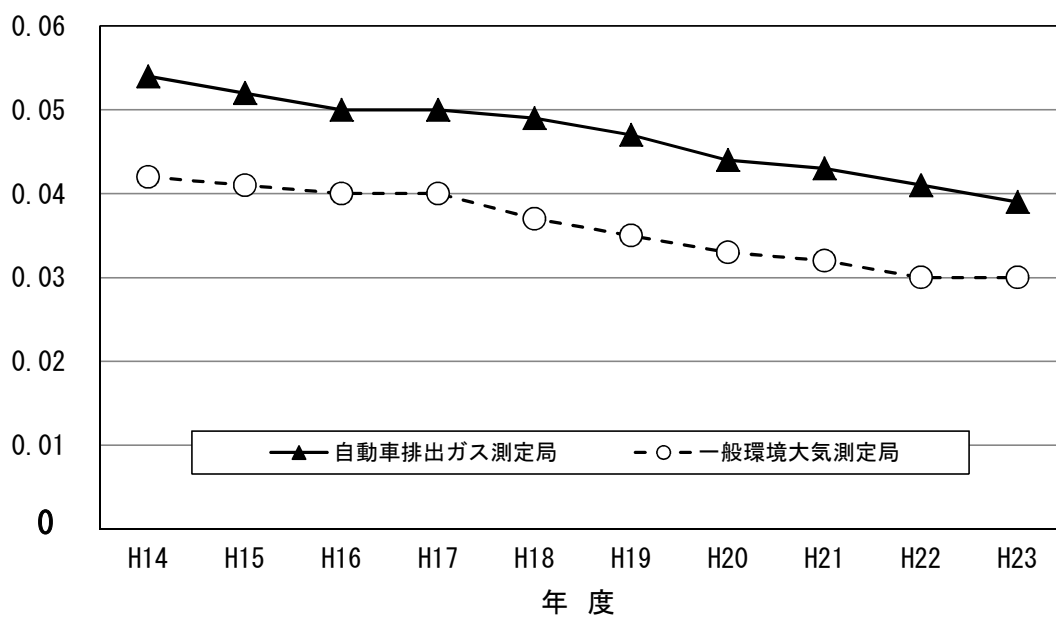


図 4 - 3 - 3 ( 1 ) 二酸化窒素濃度の推移 ( 9 8 % 値 )

二酸化窒素  
濃度(ppm)

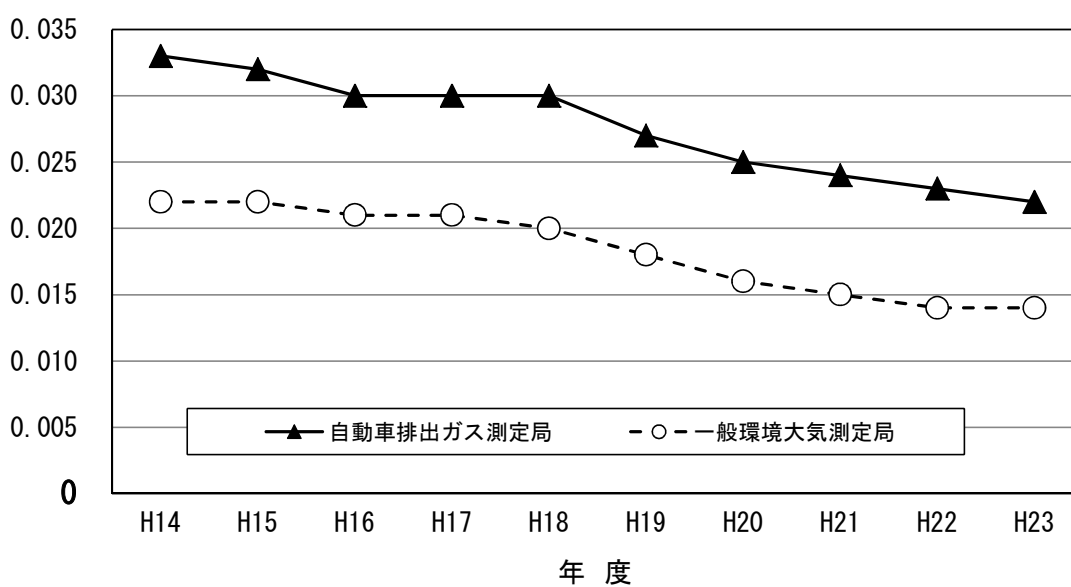


図 4 - 3 - 3 ( 2 ) 二酸化窒素濃度の推移 ( 年平均値 )

浮遊粒子状  
物質濃度(mg/m<sup>3</sup>)

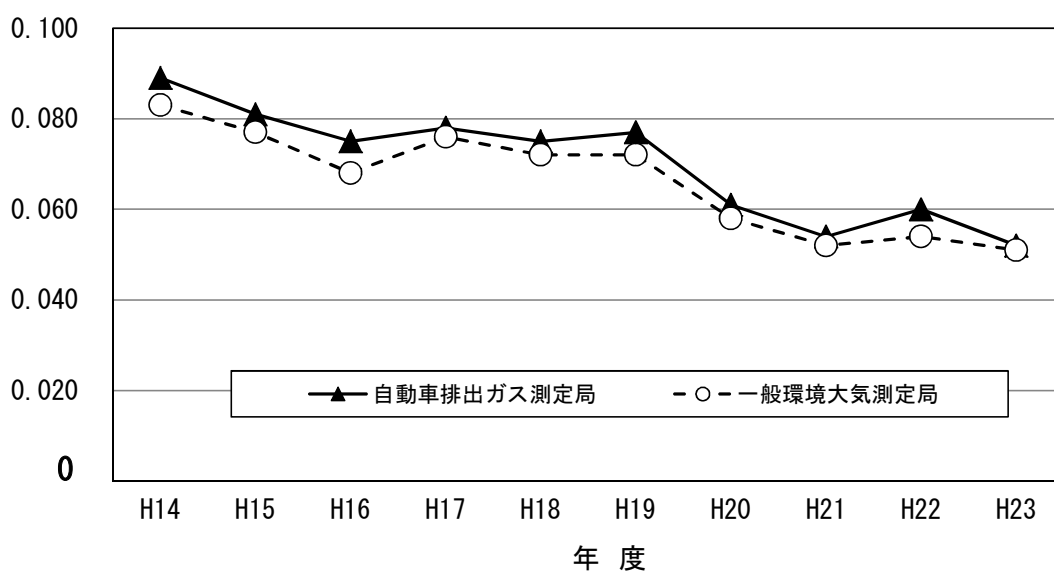


図 4 - 3 - 3 ( 3 ) 浮遊粒子状物質濃度の推移 ( 2 % 除外値 )

浮遊粒子状  
物質濃度(mg/m<sup>3</sup>)

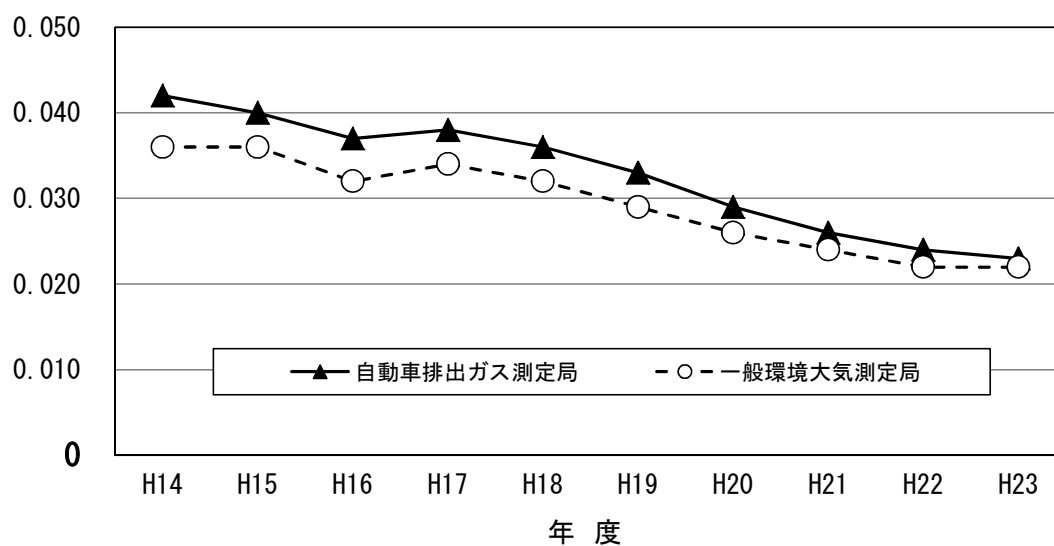


図 4 - 3 - 3 ( 4 ) 浮遊粒子状物質濃度の推移 ( 年平均値 )



## 第4節 目標量（対策地域内）

総量の区分		窒素酸化物 排出量 (t/年)	粒子状物質 排出量 (t/年)
平成 21 年度 (現状)	① 対策地域において、事業活動等に伴って発生し大気中に排出される総量 [1号総量] ※1	83,472	20,313※2
	② ①のうちの自動車排出総量 [2号総量] ※1	29,031	1,042※3
平成 27 年度 (中間目標)	③ 対策地域のすべての監視測定局において、大気環境基準を達成するための事業活動等に伴って発生し大気中に排出される総量	72,678	17,670
	④ ③のうちの自動車排出総量	21,482	600
平成 32 年度 (目標年度)	⑤ 対策地域において、大気環境基準を確保するための事業活動等に伴って発生し大気中に排出される総量 [3号総量] ※1	63,598	17,260※2
	⑥ ⑤のうちの自動車排出総量 [4号総量] ※1	16,117	367※3

※1 1～4号総量は、窒素酸化物にあつては自動車NO<sub>x</sub>・PM法第7条第2項第1～4号、粒子状物質にあつては同法第9条第2項第1～4号にそれぞれ規定される量を表す。

※2 粒子状物質の1号総量、3号総量は、二次生成粒子を含む。

※3 粒子状物質の2号総量、4号総量は、自動車からの排出ガス分（一次粒子）である。

